

子育て共生課

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための更なる協力保育について

令和2年4月7日に事態宣言が発布されたことに伴い、上里町では令和2年4月8日から協力保育をお願いしておりますが、緊急事態宣言の対象が全国に拡大し、埼玉県が特定警戒都道府県に位置付けられたことや、県内でも保育士や保育園児が感染した事例が生じていること等を踏まえ、**可能な限り登園自粛に努めていただきたく**、改めてお願いいたします。

なお、期間等につきまして、現時点での変更はございません。

また、保護者または児童に風邪症状や発熱等が見られる場合には、該当する方だけでなく、祖父母等**同居するご家族についても健康観察（体温測定や症状の有無の確認等）**にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

【保護者あて通知】

[※保育所等を利用する保護者の方へ（WORD:16KB）](#)

[※放課後児童クラブを利用する保護者の方へ（WORD:29KB）](#)

協力保育のお願いについて（町内認可保育施設及び放課後児童クラブを利用されている方へ）

新型コロナウイルスによる感染症の拡大を受け、令和2年4月7日付で緊急事態宣言が発布されたことに伴い、上里町では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記のとおりご家庭での保育にご協力（以下、「協力保育」といいます。）いただくようお願いすることといたしました。

つきましては、下記の期間内において、ご家庭での保育が可能な場合はご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、ご家庭での保育が難しい場合は、通常どおりご利用いただくことが可能ですが、発熱や風邪症状がみられる場合は、登園を控えてください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

期間

令和2年4月8日から同年5月6日まで

対象

- 1 保護者の方のお仕事がお休み（産前・産後休暇、育児休業を含みます）の場合
- 2 保護者の方が就労以外の認定理由で保育施設を利用されており、保護者の方が保育できる場合

発熱や風邪症状がある場合

上記に関わらず、発熱等の風邪症状がみられる場合は、登園を控えてください。また、その場合は、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは登園を控えていただくようお願いいたします。

[サポート・施設・コミュニティ](#)

[子育てに関する支援](#)

[男女共同参画](#)

[町の計画](#)

施設情報

ファミリー・サポート・センター事業

上里町 子育て支援サイト むぎゅっと

よくある質問

埼玉県虐待通報ダイヤル

幼児教育・保育の無償化についてご案内

子育て世代包括支援センター

担当業務

- 青少年健全育成に関する事務
- 青少年の非行防止に関する事務
- 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事務
- 児童手当及び児童扶養手当、特別扶養手当に関する事務
- 児童館及び放課後児童対策に関する事務
- 保育の実施に関する事務
- 各保育所及び児童館との連絡、指導等に関する事務
- 無届無許可児童施設に係る調査報告、立入検査等に関する事務
- 認可外保育施設に対する届出等に関する事務
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する事務
- 児童虐待に関する事務
- ひとり親家庭等医療費の資格認定に関する事務
- 男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及び調査研究並びに調整に関する事務
- 男女共同参画審議会に関する事務
- 男女共同参画推進センターの管理及び運営に関する事務
- 男女共同参画推進センター運営委員会に関する事務
- 住宅資金貸付事業（償還事務）に関する事務
- 人権擁護委員及び人権施策に関する総合調整に関する事務
- その他、他の所管に属さない人権施策に関する事務

お問い合わせ先

子育て共生課

TEL:0495-35-1236

子育て共生課へのお問合せはこちら